

議事 仙台市社会福祉審議会運営要領の改正について

1 改正の概要【資料 4-2、4-3】

- (1) 保育所等認可審査部会において調査審議する事項に、「乳児等通園支援事業の認可に関する事項」を追加するもの。
- (2) 児童福祉専門分科会に設置している「子ども権利擁護部会」について、「こども権利擁護部会」へと表記を変更するもの。

2 改正の理由

- (1) 児童福祉法の改正により乳児等通園支援事業が創設されたため、所要の文言整理を行う。
- (2) 令和4年9月15日付 内閣府官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡(各府省長宛)「こども」表記の推奨について(依頼)により、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合等を除き、平仮名表記の「こども」を用いることが推奨された。
法令に根拠のある名称ではないため、平仮名表記へと変更を行う。